

2 減免一覧

【共通】申請期限は納期限の翌日から起算して30日以内

(証紙徴収分は車の登録の翌日から起算して30日以内)

* 申請時点で車検切れや抹消等された車は申請できない。

減免の対象自動車等	自動車税 (条例第109条1項)	必要書類	減免の条件等 (※所有とは、リース車は不可・所有権留保は可)
①公用・公共用専用自動車 [減免コード36] (その他減免)	1号 減免	○47号様式申請書 ○車検証 ○無償使用貸借契約書(写し)	* 専ら公用・公共用のみに使用する自動車 * 所有者が無償で提供するものに限る [例]自動車会社が所有し、県が使用(ねんりんピック事務局が使用) * 所使ともに公的機関は非課税
②自動車教習所教習車等 [減免コード31]	2号 減免	○47号様式申請書 ○車検証 ○路上教習用自動車証明書[警察署] [イの場合] ○無償使用貸借契約書(写し)	ア.「指定」自動車教習所所有 * 8ナンバーの教習車が対象 イ. 自動車教習所以外の学校または学校関係者所有 * 所有者が無償で提供し、専ら学生・生徒の教育・練習にのみ使用する自動車
③幼児・児童送迎専用バス [減免コード27]	3号 減免	○47号様式申請書 ○車検証 ○自動車運行状況書 ○送迎路線地図 ○設置認可書(写し) ○2ナンバー以外は車の写真前・後(ナンバーが見えるもの) 横、車内の4枚程度	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所の設置者が所有する等 * 設置認可書にて幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所の認可を確認する。 幼稚園…学校教育法、保育所…児童福祉法 幼保連携型認定こども園…就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 * 専ら幼児または児童の送迎に使用する自動車 専ら…年間の総走行キロ数の60%を超えるもの(運行状況書で確認)
④結核予防会レントゲン車 [減免コード28]	4号 減免	○47号様式申請書 ○車検証 ○自動車運行状況書	(公財)結核予防会が所有するレントゲン車 ※(公財)結核予防会熊本県支部を兼ねている(公財)熊本県総合保健センターが指定医療機関
⑤身体障がい者等 [減免コード21・22・23・24]	5号 減免	○46号の2の5様式申請書 その他は別紙のとおり	詳細はP4～ * 自家用のみ対象
⑥構造上身体障がい者等の専用車 (身障者等減免に該当する自動車を除く) [減免コード33]	6号 減免	○46号の2の6様式申請書 ○車検証 ○車の写真(4枚程度) 前・後(ナンバーが見える車両全体)、横(車両全体)、車内の構造変更部分 [個人用] ○別記第8号様式 減免申請に係る届出書 ○身障手帳等(写し) [事業用] ○運行計画等の書面 ※登録と同時申請の場合:図面	身障者等の利用のみに使用する車=身障者等のみ利用できるような構造 * 8ナンバー(軽自動車含む)で車検証上の車体の形状が車いす移動車(身体障がい者輸送車、患者輸送車または入浴車)と記載されているもの * 現に身体障がい者の利用に供していること。 * 個人が所有・使用の場合、利用する身体障がい者1人につき1台 * 所有者・使用者は問わない (リース会社が納税義務者でも可) * 自家用・事業用とも対象 * 個人用は、手帳等級は問わないが、車いすを使用していることが要件

減免の対象自動車等	自動車税	必要書類	減免の条件等
⑨公的医療機関の巡回診療の用に供する自動車 [減免コード34]	7号 減免	【自動車税】 ○47号様式申請書 ○車検証	* 医療法第31条に規定する公的医療機関が所有する巡回診療車の用に供する自動車(医療防疫車など) 公的医療機関とは…次の者が開設する病院・診療所 ア. (福)恩賜財団済生会 (済生会熊本病院) イ. 厚生農業協同組合連合会 ウ. 国民健康保険団体連合会 ※救急車は、条例100条第1項第2号により課税免除とする
⑩生活路線バス [減免コード26]	8号 減免	○47号の2の3様式申請書 ○車検証 ○補助金交付決定の写し ○乗務記録の写し(4/1～4/7分) ○輸送実績報告書の写し	* 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が所有する一般乗合用バスで、生活路線(当該バス路線が、地方バス路線の運行の維持を図るため国が行う補助金交付対象の路線)を運行するもの。 ※減免対象のバスの数は、バスの総数に全路線の年間走行キロ数に対する生活路線の年間走行キロ数の割合を乗じた数(個別のバスの優先順位は、生活路線走行率の高いものから) ※詳細はP31
⑪中古商品車(中古自動車販売業者が所有・展示する車) [減免コード25]	9号 一部減免 (年税額の3/12)	○47号様式申請書 ○商品中古自動車証明書 [(財)日本自動車査定協会が発行] ○納付確認書	* 所有者及び使用者は申請者名義 * 販売のために展示 * 業者所有の全ての自動車について、申請者に自動車税の滞納がないこと/当該年度自動車税の納期内納付 * 新車新規・中古新規登録ではない自動車
⑫社会福祉法人の福祉施設専用車 [減免コード29]	10号 減免	○47号様式申請書 ○車検証 ○自動車運行状況書 ○福祉施設の設立認可書(写し) ○法人の定款(第2種事業への移行施設は、定款変更認可書も必要) →第1種事業であることを定款等で確認すること	* 社会福祉法人が所有または使用する自動車(リース会社が納税義務者でも可) * 福祉施設において利用者の移送や供与物品の輸送専用車 * 専用…年間の総走行キロ数の60%をこえる自動車が対象→運行状況書にて確認。 * 第1種社会福祉事業を営む施設に限る(特別養護老人ホーム、重症心身障がい児施設、身障者就労支援施設等)
◆賦課期日現在の事業種別が第2種であるが、障がい者自立支援法の施行(平成18年10月1日)前の事業種別が第1種社会福祉事業を営む施設を含む。→別紙フローチャートのとおり			
⑭災害により被害を受けた自動車 [減免コード 全免83 軽減66]	減免 (災害減免条例第6条第1項) 全免:第1号 軽減:第2号	○3号様式申請書 ○被災証明書(市町村長または所管公官署長が発行するもの) ○被害に遭った自動車の写真(登録番号・被害状況がわかるもの) [使用不能・滅失の場合] ○抹消登録証明書 [使用不能・損壊の場合] ○抹消登録証明書または名変後の車検証 [修理の場合] ○修理費用の請求書または領収書 ○保険等で補填がある場合、その金額を証する書面	詳細はP37～39 震災・風水害・火災等により被害を受けた自動車 【減免額】 ・使用不能(滅失・損壊)の場合→全額 ・被害額が自動車の価額の5/10以上の場合→税額の5/10に相当する額 ※被害額は、保険金等により補填された金額を除く

【参考】

「日本赤十字社の所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので規則に定めるもの」、「消防専」「救急専用自動車」は、条例第100条により課税免除